保育士の確保及び施設整備に対する財政支援について

四国部会提出 説明担当 徳島市

(理由)

本年9月に国が発表した令和2年4月1日時点の待機児童数は、前年より4,333人少ない1万2,439人で、平成6年の調査開始以来、過去最少となり、着実にこれまでの取り組みの成果が現れてきてはいるものの、目標としていた今年度末までの待機児童の解消は困難な状況にある。

保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に取り組んでいるところであるが、その責任と負担に見合った処遇が保障されておらず、自らの保育に向き合い、評価・反省するための時間や研修機会の確保にも苦労している。

また、厚生労働省の賃金基本統計調査によると、保育士の年収については、処遇改善の進展により、平成25年の310万円から令和元年には364万円へと大幅に増加しているものの、国税庁が実施した平成30年分民間給与実態統計調査では、給与所得者の平均給与は441万円となっており、この賃金差が縮まるよう、さらなる処遇改善が必要である。

保育の担い手である保育士を確保するため、独自財源を確保し、処遇改善や研修機会の確保・拡大に取り組む地方自治体も見受けられるが、本来、保育園の運営は、公定価格において財政支援が保障されるべきものである。

これらのことから、国においては、各自治体が、将来にわたり持続的かつ安定的な教育・保育体制を構築できるよう、次の事項について特段の措置を講じることを強く要望する。

- 1 保育士の確保及びさらなる処遇改善を図るため、公定価格における基本分単価について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、子ども・子育て支援新制度が開始される際、国会で議論されながら現時点で実施されていない4・5歳児及び1歳児の保育士の配置改善を図るために必要な加算についても、十分な財政措置を講じること。
- 2 子ども・子育て支援新制度が開始される際、国会では、保育士1人当たり年間5日の研修機会の確保を目指していたが、現時点では、3日分しか公定価格に反映されておらず、本年7月に取りまとめられた「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」においても、キャリアアップ研修等の必要性が提言されたことから、研修機会を確保するための代替保育士の配置等に必要な財政措置を拡充すること。

3 民間活力を活用しながら、公立幼稚園と保育所の統合・廃園や民間移管による施設の集約化を図る中で、今後も公立施設の受皿となる民間施設整備が必要であることから、今年度までとなっている保育所等整備交付金における国負担割合の2分の1から3分の2へと引き上げる制度を、来年度以降も継続すること。